

吉野川市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成29年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年3月23日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 塩田 智 子

平成29年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 吉野川市観光協会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成28年度 吉野川市観光協会補助金 13,830千円

2 鴨島南児童館の指定管理業務

株式会社スズランを指定管理者とする平成28年度鴨島南児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 鴨島公民館の指定管理業務

株式会社松島組を指定管理者とする平成28年度鴨島公民館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

4 吉野川市文化研修センターの指定管理業務

特定非営利活動法人吉野川市文化協会を指定管理者とする平成28年度吉野川市文化研修センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

5 吉野川市商工会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 平成28年度 商工会振興事業補助金 | 6,480千円 |
| (2) 平成28年度 商工会合併支援特別交付金 | 3,000千円 |
| (3) 平成28年度 地域活力増強事業補助金 | 3,700千円 |
| (4) 平成28年度 過疎地域観光等振興事業補助金 | 3,000千円 |

6 八坂児童館の指定管理業務

有限会社かもめ体育保育園を指定管理者とする平成28年度八坂児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

7 美郷ほたる館の指定管理業務

特定非営利活動法人美郷宝さがし探検隊を指定管理者とする平成28年度美郷ほたる館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

平成30年2月5日から平成30年2月9日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係者に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

吉野川市観光協会 組織のあり方について、判決事例、地方公務員法、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び吉野川市補助金交付規則等の趣旨を踏まえて、具体的な計画のもとに検討する必要がある。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知すること。

第5 結果に基づく意見

1 補助事業に係る剰余金等について（商工観光課）

補助金の交付に関して必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（以下「規則」という。）に規定されている。規則第12条第1項の規定によると、補助事業に係る実績報告を受けた場合においては、書類の審査や現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容や条件に適合しているか否かを調査し、補助金額を確定することとなっている。また、規則第16条第2項の規定によると、交付すべき補助金額が確定した場合において、既に確定した金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとなっている。

吉野川市観光協会（以下「協会」という。）について、平成19年度から平成29年度までの収支決算書等を調査したところ、次のとおりであった。

（単位：円）

年度	補助金	預金利息	繰越金	合計
平成19年度	15,380,000	3,891	662	15,384,553
平成20年度	15,170,000	27,089	246,473	15,443,562
平成21年度	15,400,000	14,870	447,969	15,862,839
平成22年度	15,845,000	369	510,192	16,355,561
平成23年度	13,930,000	270	227,677	14,157,947
平成24年度	13,830,000	277	77,879	13,908,156
平成25年度	13,830,000	251	378,886	14,209,137
平成26年度	13,830,000	207	364,518	14,194,725
平成27年度	13,830,000	298	625,969	14,456,267
平成28年度	13,830,000	23	605,621	14,435,644
平成29年度	13,830,000	508	596,492	14,427,000

協会の収入は「補助金・預金利息・繰越金」の3つで構成され、それ以外の収入は存在しない。このため、繰越金収入は返還しなかった補助金の剰余金（以下「剰余金」という。）が主であると考えられる。また、平成24年度以降に協会に対する補助金額が見直されていない推移に着眼すると、規則第12条第1項の規定に基づく書類の審査や事業成果の適合調査が正確に実施されていたか否かについては、疑義が生じるところである。

地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項の規定に基づき、市は事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。商法第208条の規定に基づき、会計年度独立の原則を遵守しなければならない。商

工観光課は、協会の剰余金について、規則第16条第2項の規定に基づく返還を検討されたい。また、規則第12条第1項の規定に基づき、正確な補助金額の確定に努めるとともに、他の補助金交付団体等との公平性や補助金交付に係る事務の経済性の観点から、協会を経由して実行委員会に対して補助金を交付していることの妥当性について、再考されたい。

2 施設修繕に係る費用負担等について（子育て支援課・生涯学習課）

平成26年5月23日の総務大臣通知により、全ての地方公共団体に対して「統一的な基準による財務書類等の整備」が求められており、「発生主義・複式簿記」の導入と「固定資産台帳」の整備により、「建設費・運営費・一般管理費・修繕費」等の細かい単位での「フルコスト情報」を把握することで、施設ごとの「ライフサイクルコスト」の観点から、そのマネジメントを行うことができる。

指定管理者により運営されている「鴨島南児童館・八坂児童館・鴨島公民館・吉野川市文化研修センター・美郷ほたる館」の施設や設備（以下「施設等」という。）の修繕に係る市と指定管理者との間の費用負担については、基本協定書や仕様書（以下「協定書等」という。）で規定されている。協定書等によると、施設等の修繕に係る費用の見積金額が「ある一定金額」以上か否かによって、その費用を市と指定管理者のどちらが負担するのかを判断することとなっている。

監査を実施する中で、決算時に剰余金が発生した場合にその一部を「修繕等積立金」として積み立てるように、担当課が指定管理者に対して口頭で指導している事例が見受けられた。また、定期的実施すべき「遊具点検の記録」や施設等の「修繕計画」が存在しない事例や、修繕部品の生産中止により展示物の修繕が困難となっている事例が見受けられた。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度の導入により、施設の設置目的を効果的に達成できているか否かを検証するにあたっては、実際に現金の支出を伴わない減価償却費の算定や、子どもたちが日常的に使用する遊具の安全性の確保、来館者が観覧する展示物の機能性の維持等にも着眼する必要がある、このことについて、担当課において早急に議論を深める必要がある。

将来に向かって、施設運営に係る費用や経年劣化による施設等の更新に係る費用が発生することは、施設を建設する時には既に明らかなことであり、指定管理者の「運営責任」や「創意工夫」の枠内に収まるものばかりではない。また、施設等の修繕について中長期的な計画を策定し、年次予算で対応していくことは、行政サービスの本来の提供者である市の重要な役割であると考えられる。子育て支援課と生涯学習課は、複式簿記や固定資産台帳等の活用により、所管する施設ごとの「ライフサイクルコスト」の観点から施設等のマネジメントに努めるとともに、協定書等で規定されている施設等の修繕に係る市と指定管理者との間の費用負担の考え方について、精査されたい。